

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年10月4日まで縦覧に供する。

平成28年8月12日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあった年月日

平成28年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アンスル

森 明美

丸亀市飯山町西坂元1206番地12

3 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、障害児に対して、福祉サービスに関する事業及び就労支援、相談支援事業を行うとともに、地域の社会福祉に寄与することを目的とする。